

2022年11月25日

三井住友信託銀行株式会社

人生100年応援信託(100年パスポートプラス)の商品改定について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、三井住友信託銀行株式会社をご愛顧いただきありがとうございます。

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、2021年10月に「人生100年応援信託(100年パスポートプラス)(以下「本信託」)」の取り扱いを開始しました。

人生100年時代を迎え、老後の充分な生活資金を確保するための資産運用の必要性がますます高まる中、お客さまの中には、いつ生じるか分からぬ認知症等に伴う資産凍結への不安から、お元気であってもやむを得ず資産運用をあきらめる・踏み出せない方がいらっしゃいます。

このような課題に対し、本信託の「まかせる支払機能」は、認知症や健康の不安が生じた時に、あらかじめ指定した手続代理人さま(ご家族等)がお客さま(本信託の委託者兼受益者さま)ご本人に代わって三井住友信託ファンドラップ投資一任契約(以下「ファンドラップ」)を解約(全部解約・一部解約)し本信託に追加信託の上、お客さま(本信託の委託者兼受益者さま)の生活費等の費用の支払いに充てていただけることから、ご好評いただき、7,000件を超えるお申込みを頂戴しております。

一方、資産凍結への不安・懸念は投資信託での運用においても同様に生じ得るものであることから、今般、ファンドラップだけではなく、お客さま(本信託の委託者兼受益者さま)が当社で保有する投資信託についても、手続代理人さまによる解約(各投資信託の全部解約・一部解約)を可能とする商品改定を行います。

これに伴い、2022年12月9日(金)(以下「改定日」)付で、本信託の特別約定および投資信託取引約款を一部改定いたします。主な改定内容については本書面別紙「2022年12月9日(金)付の商品改定の概要」をご参照ください。

なお、本改定は改定日以降にお申込みいただいた本信託のご契約に適用されるのですが、改定日前のご契約についても、お客さま(本信託の委託者兼受益者さま)に本改定内容に同意いただくことで、本改定を適用させていただきます。改定日前にご契約いただいたお客さまには別途ご案内を差し上げます。

当社は、安心・安全をご提供できる商品・サービスのさらなる開発に引き続き取り組み、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

## 2022年12月9日(金)付の商品改定の概要

### (1)本信託のお申込条件

以下の条件を満たす、本信託の「まかせる支払機能」をお申込いただく国内居住の成年個人であるお客さま

改定前	ファンドラップのご契約者さま (本信託と同時にファンドラップをお申込みいただくお客さまも対象)
改定後	ファンドラップのご契約者さま (本信託と同時にファンドラップをお申込んでいただくお客さまも対象) または、当社でお持ちの投資信託の時価評価額 <sup>(※1)</sup> が500万円以上のお客さま(本信託と同時に投資信託口座を開設の上、500万円以上投資信託をご購入いただく場合および既に当社でお持ちの投資信託の時価評価額 <sup>(※1)</sup> と合わせて500万円以上となるよう投資信託をご購入いただく場合を含みます)

### (2)就任後の手続代理人さまに付与される権限

改定前	・ファンドラップの解約(全部解約・一部解約)およびファンドラップの一部解約をしたときに付帯サービスである「人生あんしんパッケージ」の保険の減額を行うこと
改定後	(上記に加え) ・投資信託の解約(全部解約・一部解約) <sup>(※2)</sup> および「投信自動購入プラン」の終了 <sup>(※3)</sup>

- ・本信託申込時にファンドラップ・投資信託のいずれかをお持ちでなかった場合でも、本信託の申込者さまが本信託申込後に当社との間でご契約されたファンドラップまたは応募・買付された投資信託がある場合には、当該ファンドラップ・投資信託についても、手続代理人さまが本信託の申込者さまに代わり解約することができます。
- ・手続代理人さまに対し、ファンドラップ・投資信託のいずれか一方のみの解約権限を付与することはできません。
- ・本信託の申込者さまがファンドラップと投資信託のいずれもお持ちの場合、または、複数の投資信託をお持ちの場合においては、そのいずれを解約するか、およびファンドラップまたは投資信託を解約する場合に全部解約・一部解約とするかについては、就任後の手続代理人さまにご判断いただくことになります。

### (3)追加信託の信託金

改定前	追加信託の信託金は、1回あたり100万円以上(1円単位) ファンドラップの解約資金相当額にかかる追加信託を行う場合、1回あたり1円以上
改定後	追加信託の信託金は、1回あたり100万円以上(1円単位) ファンドラップまたは投資信託の解約資金相当額にかかる追加信託を行う場合、1回あたり1円以上

- ・解約資金相当額とは、ファンドラップまたは投資信託の解約資金の入金日において、解約資金の入金

先であるお客さま(本信託の委託者兼受益者さま)名義の普通預金口座の当該入金後の残高のうち、当該解約資金と同額、もしくは、同口座の残高が当該解約資金に満たない場合は同口座の残高の全額とします。

- ・ 複数商品を解約・追加信託する場合にその解約資金入金日が複数日に亘る場合には、解約資金入金日毎に当該日における解約資金相当額を追加信託します。追加信託の際には追加する信託金額に対して 1.10%(税込)・上限 110 万円(税込)の追加信託時報酬がかかりますが、報酬上限額については、当該解約資金入金日毎に、当該日に追加信託する信託金額を元に判定いたします。

(※1)本信託お申込日の前営業日の基準価額を元に算出される時価評価額をいいます。

(※2)お客さまが当社に開設した投資信託振替決済口座にて現在および将来保有する投資信託(投資一任契約に基づく投資信託を除きます)について、お客さまのその時点のご意思を確認することなく解約(各投資信託の全部解約・一部解約)することができます。

(※3)投資信託自動購入プランを利用して購入している投資信託を解約する場合に限ります。

以上